

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 県補助単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、または介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な開設前6月以内に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費のうち、補助対象期間内に納品及び支払いが完了しているもの。	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・訪問看護ステーション(大規模化(※)やサテライト型事業所の設置)	4,200千円	施設数		
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			14,000千円	施設数
・都市型軽費老人ホーム			420千円	定員数
・小規模な養護老人ホーム	420千円			
・施設内保育施設	4,200千円	施設数		
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)				
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	219千円	定員数(転換前床数)		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する)。	
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・養護老人ホーム				
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定員29名以下の地域密着型施設等				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	420千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設				
・小規模な介護医療院				
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・認知症高齢者グループホーム				
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			7,000千円	施設数
・都市型軽費老人ホーム			210千円	定員数
・小規模な養護老人ホーム	210千円			
・施設内保育施設	2,100千円	施設数		

※ 訪問看護ステーションの大規模化においては、以下の2つのいずれかに該当する場合に補助対象とする。

- ① 常勤の看護職員を1人以上増員することにより、看護職員の配置員数が常勤換算方法で5.0以上となる場合
- ② 看護職員を常勤換算方法で5.0以上配置する事業所が、常勤の看護職員を1人以上増員する場合